

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行	改正後																																																						
(IV-6-2別紙1)	(IV-6-2別紙1)																																																						
○商品の概要書(生命保険会社用)・・A4版横書にて作成のうえ提出	○商品の概要書(生命保険会社用)・・A4版横書にて作成のうえ提出																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 趣旨</td> <td>当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。</td> </tr> <tr> <td>3. 仕組・特徴</td> <td>(1)モデル(図表) 責任準備金のラインを入れたもの。 代表的年齢による保険料例を含む。 (2)特徴</td> </tr> <tr> <td>4. 保障内容</td> <td>(1)保険金等の種類 (2)支払事由 (3)支払金額 (4)免責事由 約款上の文言を記載する。 (5)その他</td> </tr> <tr> <td>5. 保険期間等</td> <td>(1)保険期間 (2)保険料払込期間 (3)契約年齢範囲</td> </tr> <tr> <td>6. 保険金額制限</td> <td>(1)同一被保険者限度 (2)他保険金との通算限度 既存の基準に通算しない場合、その理由。</td> </tr> <tr> <td>7. 危険選択の方法及びその通算制限</td> <td>(1)告知扱 (2)面接士扱 既存の基準に通算しない場合、その理由。 (3)医師扱</td> </tr> <tr> <td>8. 変更制度等</td> <td>(1)減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2)他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3)契約内容変更条項(省令第11条第7号に係るもの)の有無 (4)その他特段の制限等</td> </tr> <tr> <td>9. 付加範囲</td> <td>(1)付加可能特約(特約の場合は主契約) (2)特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)</td> </tr> <tr> <td>10. 保険料払込方法</td> <td>(1)経路 (2)回数</td> </tr> <tr> <td>11. 販売方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12. 特別勘定運用体制</td> <td>組織図、人員を添付する。</td> </tr> <tr> <td>13. その他</td> <td>(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。 (4)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (5)概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称		2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。	3. 仕組・特徴	(1)モデル(図表) 責任準備金のラインを入れたもの。 代表的年齢による保険料例を含む。 (2)特徴	4. 保障内容	(1)保険金等の種類 (2)支払事由 (3)支払金額 (4)免責事由 約款上の文言を記載する。 (5)その他	5. 保険期間等	(1)保険期間 (2)保険料払込期間 (3)契約年齢範囲	6. 保険金額制限	(1)同一被保険者限度 (2)他保険金との通算限度 既存の基準に通算しない場合、その理由。	7. 危険選択の方法及びその通算制限	(1)告知扱 (2)面接士扱 既存の基準に通算しない場合、その理由。 (3)医師扱	8. 変更制度等	(1)減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2)他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3)契約内容変更条項(省令第11条第7号に係るもの)の有無 (4)その他特段の制限等	9. 付加範囲	(1)付加可能特約(特約の場合は主契約) (2)特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)	10. 保険料払込方法	(1)経路 (2)回数	11. 販売方法		12. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。	13. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。 (4)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (5)概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称</td> <td>申請(届出)における名称</td> </tr> <tr> <td>2. 趣旨</td> <td>当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。</td> </tr> <tr> <td>3. 仕組・特徴</td> <td>(1)モデル(図表) ・責任準備金、解約返戻金のラインを入れたもの ・代表的年齢による保険料例を含む ・モデル図を簡潔に説明 (2)仕組み・特徴 ・既存商品には無い保障・仕組みがあれば明記 ・解約返戻金を削減する商品の場合、削減する割合や期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保障内容</td> <td>(1)保険金等の種類 (2)支払事由 (3)支払金額・受取人 (4)免責事由 (5)その他 ・支払いに関する補足事項 ・支払回数等の限度 ・特定の支払事由で保険契約(特約)が消滅する場合、その事由等</td> </tr> <tr> <td>5. 保険期間等</td> <td>(1)保険期間 (2)保険料払込期間 (3)契約年齢範囲 ・既存の類似商品と年齢範囲が異なる場合、その理由</td> </tr> <tr> <td>6. 保険金額制限</td> <td>(1)同一被保険者限度 ・既存商品と異なる場合、その理由 (2)他保険金との通算限度 ・既存の基準に通算しない場合、その理由</td> </tr> <tr> <td>7. 危険選択の方法及びその通算制限</td> <td>(1)告知扱 (2)面接士扱 (3)医師扱</td> </tr> <tr> <td>8. 変更制度等</td> <td>(1)減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2)他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3)契約内容変更条項(保険業法施行規則第11条第7号に係るもの)の有無 (4)その他特段の制限等</td> </tr> <tr> <td>9. 付加範囲</td> <td>(1)付加可能特約(特約の場合は主契約) (2)特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)</td> </tr> <tr> <td>10. 保険料払込方法</td> <td>(1)経路 (2)回数</td> </tr> <tr> <td>11. 特別勘定運用体制</td> <td>組織図、人員を添付する。(外部委託する場合は、その委託先)</td> </tr> <tr> <td>12. その他</td> <td>(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容 (2)販売予定時期</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称	申請(届出)における名称	2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。	3. 仕組・特徴	(1)モデル(図表) ・責任準備金、解約返戻金のラインを入れたもの ・代表的年齢による保険料例を含む ・モデル図を簡潔に説明 (2)仕組み・特徴 ・既存商品には無い保障・仕組みがあれば明記 ・解約返戻金を削減する商品の場合、削減する割合や期間	4. 保障内容	(1)保険金等の種類 (2)支払事由 (3)支払金額・受取人 (4)免責事由 (5)その他 ・支払いに関する補足事項 ・支払回数等の限度 ・特定の支払事由で保険契約(特約)が消滅する場合、その事由等	5. 保険期間等	(1)保険期間 (2)保険料払込期間 (3)契約年齢範囲 ・既存の類似商品と年齢範囲が異なる場合、その理由	6. 保険金額制限	(1)同一被保険者限度 ・既存商品と異なる場合、その理由 (2)他保険金との通算限度 ・既存の基準に通算しない場合、その理由	7. 危険選択の方法及びその通算制限	(1)告知扱 (2)面接士扱 (3)医師扱	8. 変更制度等	(1)減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2)他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3)契約内容変更条項(保険業法施行規則第11条第7号に係るもの)の有無 (4)その他特段の制限等	9. 付加範囲	(1)付加可能特約(特約の場合は主契約) (2)特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)	10. 保険料払込方法	(1)経路 (2)回数	11. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。(外部委託する場合は、その委託先)	12. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容 (2)販売予定時期
記載事項	記載内容等																																																						
1. 名称																																																							
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。																																																						
3. 仕組・特徴	(1)モデル(図表) 責任準備金のラインを入れたもの。 代表的年齢による保険料例を含む。 (2)特徴																																																						
4. 保障内容	(1)保険金等の種類 (2)支払事由 (3)支払金額 (4)免責事由 約款上の文言を記載する。 (5)その他																																																						
5. 保険期間等	(1)保険期間 (2)保険料払込期間 (3)契約年齢範囲																																																						
6. 保険金額制限	(1)同一被保険者限度 (2)他保険金との通算限度 既存の基準に通算しない場合、その理由。																																																						
7. 危険選択の方法及びその通算制限	(1)告知扱 (2)面接士扱 既存の基準に通算しない場合、その理由。 (3)医師扱																																																						
8. 変更制度等	(1)減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2)他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3)契約内容変更条項(省令第11条第7号に係るもの)の有無 (4)その他特段の制限等																																																						
9. 付加範囲	(1)付加可能特約(特約の場合は主契約) (2)特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)																																																						
10. 保険料払込方法	(1)経路 (2)回数																																																						
11. 販売方法																																																							
12. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。																																																						
13. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。 (4)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (5)概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。																																																						
記載事項	記載内容等																																																						
1. 名称	申請(届出)における名称																																																						
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。																																																						
3. 仕組・特徴	(1)モデル(図表) ・責任準備金、解約返戻金のラインを入れたもの ・代表的年齢による保険料例を含む ・モデル図を簡潔に説明 (2)仕組み・特徴 ・既存商品には無い保障・仕組みがあれば明記 ・解約返戻金を削減する商品の場合、削減する割合や期間																																																						
4. 保障内容	(1)保険金等の種類 (2)支払事由 (3)支払金額・受取人 (4)免責事由 (5)その他 ・支払いに関する補足事項 ・支払回数等の限度 ・特定の支払事由で保険契約(特約)が消滅する場合、その事由等																																																						
5. 保険期間等	(1)保険期間 (2)保険料払込期間 (3)契約年齢範囲 ・既存の類似商品と年齢範囲が異なる場合、その理由																																																						
6. 保険金額制限	(1)同一被保険者限度 ・既存商品と異なる場合、その理由 (2)他保険金との通算限度 ・既存の基準に通算しない場合、その理由																																																						
7. 危険選択の方法及びその通算制限	(1)告知扱 (2)面接士扱 (3)医師扱																																																						
8. 変更制度等	(1)減額、保険料払込期間変更等の保険期間中の変更制度 (2)他保険加入等の保険期間満了後の変更制度 (3)契約内容変更条項(保険業法施行規則第11条第7号に係るもの)の有無 (4)その他特段の制限等																																																						
9. 付加範囲	(1)付加可能特約(特約の場合は主契約) (2)特約の場合、中途付加の可否 制限をかけている場合はその理由(特に特約の場合に付加できる主契約を制限している理由)																																																						
10. 保険料払込方法	(1)経路 (2)回数																																																						
11. 特別勘定運用体制	組織図、人員を添付する。(外部委託する場合は、その委託先)																																																						
12. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容 (2)販売予定時期																																																						

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行	改正後				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 185 1462 225">記載事項</th> <th data-bbox="1462 185 2080 225">記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 225 1462 528">13. 記載上の留意点</td> <td data-bbox="1462 225 2080 528"> <p>(1)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。</p> <p>(2)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。</p> <p>(3)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。</p> <p>(4)概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。</p> <p>(5)概要書表紙には、認可申請内容の一覧並びに約款・事業方法書、算出方法書の各担当者名及び連絡先を明記する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	13. 記載上の留意点	<p>(1)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。</p> <p>(2)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。</p> <p>(3)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。</p> <p>(4)概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。</p> <p>(5)概要書表紙には、認可申請内容の一覧並びに約款・事業方法書、算出方法書の各担当者名及び連絡先を明記する。</p>
記載事項	記載内容等				
13. 記載上の留意点	<p>(1)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。</p> <p>(2)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨記載する。</p> <p>(3)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い保障内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。</p> <p>(4)概要書は、簡要な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。</p> <p>(5)概要書表紙には、認可申請内容の一覧並びに約款・事業方法書、算出方法書の各担当者名及び連絡先を明記する。</p>				

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行	改正後																						
<p style="text-align: right;">(IV-6-2別紙2)</p> <p>○数理事項についての概要書(生命保険会社用・損害保険会社用(長期第三分野商品))… A4版横書にて作成のうえ提出</p> <table border="1" data-bbox="156 292 1061 1401"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保険料の計算の方法に関する事項</td> <td>(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む) ①予定発生率等 (i)予定発生率 給付事由と発生率との関係 発生率作成フローチャート(基礎データの概要を含む) 給付内容が類似している既存発生率との相違点 (ii)保険料免除のための予定率 保険料払込免除事由との関係 新規作成の場合、予定率作成のフローチャート ②予定利率 設定根拠(幅認可の場合、実際の届出利率) ③予定事業費率 ・算出方法書の規定内容 ・社内規定等の整備状況 (2)保険料の計算方法 ・営業保険料の計算式及びその意味 ・純保険料例 ・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合(最低保証を有する特別勘定商品など)は、その計算前提及び計算方法の概略を記載すること。</td> </tr> <tr> <td>2. 責任準備金の計算の方法に関する事項</td> <td>標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 (1)保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ③最低保証に関する資産運用の前提 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2)保険料積立金の計算方法 ①保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) ②最低保証に関する保険料積立金の評価方法は保険料計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由 ③特別条件(特別保険料領収法)を付した場合の保険料積立金への反映方法 ④危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠</td> </tr> <tr> <td>3. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項</td> <td>(1)契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 保険料の計算の方法に関する事項	(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む) ①予定発生率等 (i)予定発生率 給付事由と発生率との関係 発生率作成フローチャート(基礎データの概要を含む) 給付内容が類似している既存発生率との相違点 (ii)保険料免除のための予定率 保険料払込免除事由との関係 新規作成の場合、予定率作成のフローチャート ②予定利率 設定根拠(幅認可の場合、実際の届出利率) ③予定事業費率 ・算出方法書の規定内容 ・社内規定等の整備状況 (2)保険料の計算方法 ・営業保険料の計算式及びその意味 ・純保険料例 ・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合(最低保証を有する特別勘定商品など)は、その計算前提及び計算方法の概略を記載すること。	2. 責任準備金の計算の方法に関する事項	標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 (1)保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ③最低保証に関する資産運用の前提 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2)保険料積立金の計算方法 ①保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) ②最低保証に関する保険料積立金の評価方法は保険料計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由 ③特別条件(特別保険料領収法)を付した場合の保険料積立金への反映方法 ④危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠	3. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項	(1)契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由	<p style="text-align: right;">(IV-6-2別紙2)</p> <p>○数理事項についての概要書(生命保険会社用・損害保険会社用(長期第三分野商品))… A4版横書にて作成のうえ提出</p> <table border="1" data-bbox="1209 268 2092 1506"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 数理事項についての概要</td> <td>数理事項に関する概要・特記事項 ・予定発生率等の新規作成・改定及び保険料・責任準備金計算の特徴や既存商品からの変更点等</td> </tr> <tr> <td>3. 保険料の計算の方法に関する事項</td> <td>(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む) ①予定発生率等 (i)予定発生率 (ii)保険料免除のための予定率 ②予定利率等 ・予定利率(幅認可の場合、実際の届出利率) ・積立利率、最低保証利率等の設定方法 ③予定事業費率 ・算出方法書の規定内容 ・社内規定等の整備状況 ④予定解約率 (2)保険料の計算方法 ・営業保険料の計算式及びその意味 ・純保険料例 ・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合(最低保証を有する特別勘定商品など)は、その計算前提及び計算方法の概略</td> </tr> <tr> <td>4. 責任準備金の計算の方法に関する事項</td> <td>(1)標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 (2)保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率 ②予定利率 ③予定解約率 ④最低保証に関する計算基礎 (3)保険料積立金の計算方法 ①保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) ②最低保証に関する保険料積立金の評価方法は最低保証保険料計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由 ③危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠</td> </tr> <tr> <td>5. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項</td> <td>(1)契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 ②予定利率 (2)契約者価額の計算方法 ①保険契約上の責任準備金 ・解約返戻金 ・解約返戻金の計算方法、マーケット・ヴァリュア・アジャストメントを用いる場合、調整係数の算式</td> </tr> <tr> <td>6. 社員配当準備金又は契約者配当準備金及び剰余金の分配又は契約者配当の計算方法に関する事項</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称		2. 数理事項についての概要	数理事項に関する概要・特記事項 ・予定発生率等の新規作成・改定及び保険料・責任準備金計算の特徴や既存商品からの変更点等	3. 保険料の計算の方法に関する事項	(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む) ①予定発生率等 (i)予定発生率 (ii)保険料免除のための予定率 ②予定利率等 ・予定利率(幅認可の場合、実際の届出利率) ・積立利率、最低保証利率等の設定方法 ③予定事業費率 ・算出方法書の規定内容 ・社内規定等の整備状況 ④予定解約率 (2)保険料の計算方法 ・営業保険料の計算式及びその意味 ・純保険料例 ・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合(最低保証を有する特別勘定商品など)は、その計算前提及び計算方法の概略	4. 責任準備金の計算の方法に関する事項	(1)標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 (2)保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率 ②予定利率 ③予定解約率 ④最低保証に関する計算基礎 (3)保険料積立金の計算方法 ①保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) ②最低保証に関する保険料積立金の評価方法は最低保証保険料計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由 ③危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠	5. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項	(1)契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 ②予定利率 (2)契約者価額の計算方法 ①保険契約上の責任準備金 ・解約返戻金 ・解約返戻金の計算方法、マーケット・ヴァリュア・アジャストメントを用いる場合、調整係数の算式	6. 社員配当準備金又は契約者配当準備金及び剰余金の分配又は契約者配当の計算方法に関する事項	
記載事項	記載内容等																						
1. 保険料の計算の方法に関する事項	(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む) ①予定発生率等 (i)予定発生率 給付事由と発生率との関係 発生率作成フローチャート(基礎データの概要を含む) 給付内容が類似している既存発生率との相違点 (ii)保険料免除のための予定率 保険料払込免除事由との関係 新規作成の場合、予定率作成のフローチャート ②予定利率 設定根拠(幅認可の場合、実際の届出利率) ③予定事業費率 ・算出方法書の規定内容 ・社内規定等の整備状況 (2)保険料の計算方法 ・営業保険料の計算式及びその意味 ・純保険料例 ・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合(最低保証を有する特別勘定商品など)は、その計算前提及び計算方法の概略を記載すること。																						
2. 責任準備金の計算の方法に関する事項	標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 (1)保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 ③最低保証に関する資産運用の前提 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2)保険料積立金の計算方法 ①保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) ②最低保証に関する保険料積立金の評価方法は保険料計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由 ③特別条件(特別保険料領収法)を付した場合の保険料積立金への反映方法 ④危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠																						
3. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項	(1)契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由																						
記載事項	記載内容等																						
1. 名称																							
2. 数理事項についての概要	数理事項に関する概要・特記事項 ・予定発生率等の新規作成・改定及び保険料・責任準備金計算の特徴や既存商品からの変更点等																						
3. 保険料の計算の方法に関する事項	(1)計算基礎率一覧表(既存商品との比較を含む) ①予定発生率等 (i)予定発生率 (ii)保険料免除のための予定率 ②予定利率等 ・予定利率(幅認可の場合、実際の届出利率) ・積立利率、最低保証利率等の設定方法 ③予定事業費率 ・算出方法書の規定内容 ・社内規定等の整備状況 ④予定解約率 (2)保険料の計算方法 ・営業保険料の計算式及びその意味 ・純保険料例 ・計算式によらず確率論的シミュレーション等による場合(最低保証を有する特別勘定商品など)は、その計算前提及び計算方法の概略																						
4. 責任準備金の計算の方法に関する事項	(1)標準責任準備金対象契約であるか否か、またその理由 (2)保険料積立金の計算基礎 ①予定発生率 ②予定利率 ③予定解約率 ④最低保証に関する計算基礎 (3)保険料積立金の計算方法 ①保険料積立金の積立方法(平準純保険料式、5年チルメル式等) ②最低保証に関する保険料積立金の評価方法は最低保証保険料計算の方法と共通か否か、異なる場合はその理由 ③危険準備金の積立基準及び限度を新規設定する場合、その計算式及び根拠																						
5. 契約者価額の計算の方法及びその基礎に関する事項	(1)契約者価額の計算基礎 ①予定発生率 ②予定利率 (2)契約者価額の計算方法 ①保険契約上の責任準備金 ・解約返戻金 ・解約返戻金の計算方法、マーケット・ヴァリュア・アジャストメントを用いる場合、調整係数の算式																						
6. 社員配当準備金又は契約者配当準備金及び剰余金の分配又は契約者配当の計算方法に関する事項																							

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行		改正後	
記載事項	記載内容等	記載事項	記載内容等
	②予定利率 保険料計算基礎と同じか否か、異なる場合はその理由 (2)契約者価額の計算方法 ①解約返戻金 解約返戻金の計算方法、マーケット・ヴァリュー・アジャストメントを用いる場合、調整係数の算式	7. 未収保険料の計算に関する事項	
4. 社員配当準備金又は契約者配当準備金及び剰余金の分配又は契約者配当の計算方法に関する事項		8. 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項	
5. 未収保険料の計算に関する事項		9. その他保険数理に関して必要な事項	上記以外に特筆すべき事項があれば記載する。
6. 保険金額、保険の種類又は保険期間を変更する場合における計算の方法に関する事項		10. 記載上の留意点等	予定発生率(保険料免除のための予定率を含む)、予定解約率の欄には、項目、概要のみを記載する。詳細は、発生率作成フローチャートや算出方法(計算過程の数値含む)等の資料を作成し、数理審査の開始までに提出する。また、効率的な審査を行うため、予想される論点についても併せて記載する。
7. その他保険数理に関して必要な事項	○上記以外に特筆すべき事項があれば記載する。		

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行	改正後																																												
(IV-6-2別紙3)	(IV-6-2別紙3)																																												
○商品の概要書(損害保険会社用)・・A4版横書にて作成のうえ提出	○商品の概要書(損害保険会社用)・・A4版横書にて作成のうえ提出																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記載事項</th> <th style="width: 85%;">記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称</td> <td>申請(届出)における名称</td> </tr> <tr> <td>2. 趣旨</td> <td>当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。</td> </tr> <tr> <td>3. 商品内容・特徴</td> <td>(1)特徴 商品の内容・特徴の概要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2)引受対象と引受条件 (3)約款構成 約款(特約)の条番号と条見出しの一覧</td> </tr> <tr> <td>4. 補償内容</td> <td>(1)保険金等の種類 (2)保険の対象の範囲 (3)支払事由 (4)支払保険金の計算方法 (5)免責事由</td> </tr> <tr> <td>5. 契約手続等</td> <td>(1)告知事項・通知事項の内容 (2)保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3)保険料の払込方法、回数</td> </tr> <tr> <td>6. 保険金の支払</td> <td>(1)保険金の請求に必要な手続 (2)保険金の支払時期</td> </tr> <tr> <td>7. 保険期間等</td> <td>(1)保険期間に関する事項 (2)保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3)被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項</td> </tr> <tr> <td>8. 保険料率</td> <td>(1)危険選択標識(料率区分) (2)使用した基礎データの内容と出典 (3)補償事項ごとの純保険料率とその作成方法 (4)商品の純保険料率の算出式(割増引等の係数)と具体例 (5)責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項</td> </tr> <tr> <td>9. 販売方法</td> <td>(1)販売態勢 (2)損害査定態勢 (3)販売予定時期</td> </tr> <tr> <td>10. その他</td> <td>(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨を記載する。 (4)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (5)概要書は、簡易な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。 (6)保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。 (7)その他特記すべき事項があれば記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称	申請(届出)における名称	2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。	3. 商品内容・特徴	(1)特徴 商品の内容・特徴の概要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2)引受対象と引受条件 (3)約款構成 約款(特約)の条番号と条見出しの一覧	4. 補償内容	(1)保険金等の種類 (2)保険の対象の範囲 (3)支払事由 (4)支払保険金の計算方法 (5)免責事由	5. 契約手続等	(1)告知事項・通知事項の内容 (2)保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3)保険料の払込方法、回数	6. 保険金の支払	(1)保険金の請求に必要な手続 (2)保険金の支払時期	7. 保険期間等	(1)保険期間に関する事項 (2)保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3)被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項	8. 保険料率	(1)危険選択標識(料率区分) (2)使用した基礎データの内容と出典 (3)補償事項ごとの純保険料率とその作成方法 (4)商品の純保険料率の算出式(割増引等の係数)と具体例 (5)責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項	9. 販売方法	(1)販売態勢 (2)損害査定態勢 (3)販売予定時期	10. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨を記載する。 (4)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (5)概要書は、簡易な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。 (6)保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。 (7)その他特記すべき事項があれば記載する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">記載事項</th> <th style="width: 85%;">記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 名称</td> <td>申請(届出)における名称</td> </tr> <tr> <td>2. 趣旨</td> <td>当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。</td> </tr> <tr> <td>3. 商品内容・特徴</td> <td>(1)特徴 商品の内容・特徴の概要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2)引受対象と引受条件 (3)約款構成 約款(特約)の条番号と条見出しの一覧</td> </tr> <tr> <td>4. 補償内容</td> <td>(1)保険金等の種類 (2)保険の対象の範囲 (3)支払事由 (4)支払保険金の計算方法 (5)免責事由</td> </tr> <tr> <td>5. 契約手続等</td> <td>(1)告知事項・通知事項の内容 (2)保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3)保険料の払込方法、回数</td> </tr> <tr> <td>6. 保険金の支払</td> <td>(1)保険金の請求に必要な手続 (2)保険金の支払時期</td> </tr> <tr> <td>7. 保険期間等</td> <td>(1)保険期間に関する事項 (2)保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3)被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項</td> </tr> <tr> <td>8. 保険料率</td> <td>(1)危険選択標識(料率区分) (2)使用した基礎データの内容と出典 (3)補償事項ごとの純保険料率とその作成方法 (4)商品の純保険料率の算出式(割増引等の係数)と具体例 (5)責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項</td> </tr> <tr> <td>9. その他</td> <td>(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容を記載する。 (2)保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。 (3)その他特記すべき事項があれば記載する。 (4)販売予定時期</td> </tr> <tr> <td>10. 記載上の留意点</td> <td>(1)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (2)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨を記載する。 (3)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (4)概要書は、簡易な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。 (5)概要書表紙には、申請内容の一覧並びに約款・事業方法書、算出方法書の各担当者名及び連絡先を明記する。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称	申請(届出)における名称	2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。	3. 商品内容・特徴	(1)特徴 商品の内容・特徴の概要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2)引受対象と引受条件 (3)約款構成 約款(特約)の条番号と条見出しの一覧	4. 補償内容	(1)保険金等の種類 (2)保険の対象の範囲 (3)支払事由 (4)支払保険金の計算方法 (5)免責事由	5. 契約手続等	(1)告知事項・通知事項の内容 (2)保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3)保険料の払込方法、回数	6. 保険金の支払	(1)保険金の請求に必要な手続 (2)保険金の支払時期	7. 保険期間等	(1)保険期間に関する事項 (2)保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3)被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項	8. 保険料率	(1)危険選択標識(料率区分) (2)使用した基礎データの内容と出典 (3)補償事項ごとの純保険料率とその作成方法 (4)商品の純保険料率の算出式(割増引等の係数)と具体例 (5)責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項	9. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容を記載する。 (2)保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。 (3)その他特記すべき事項があれば記載する。 (4)販売予定時期	10. 記載上の留意点	(1)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (2)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨を記載する。 (3)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (4)概要書は、簡易な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。 (5)概要書表紙には、申請内容の一覧並びに約款・事業方法書、算出方法書の各担当者名及び連絡先を明記する。
記載事項	記載内容等																																												
1. 名称	申請(届出)における名称																																												
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。																																												
3. 商品内容・特徴	(1)特徴 商品の内容・特徴の概要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2)引受対象と引受条件 (3)約款構成 約款(特約)の条番号と条見出しの一覧																																												
4. 補償内容	(1)保険金等の種類 (2)保険の対象の範囲 (3)支払事由 (4)支払保険金の計算方法 (5)免責事由																																												
5. 契約手続等	(1)告知事項・通知事項の内容 (2)保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3)保険料の払込方法、回数																																												
6. 保険金の支払	(1)保険金の請求に必要な手続 (2)保険金の支払時期																																												
7. 保険期間等	(1)保険期間に関する事項 (2)保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3)被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項																																												
8. 保険料率	(1)危険選択標識(料率区分) (2)使用した基礎データの内容と出典 (3)補償事項ごとの純保険料率とその作成方法 (4)商品の純保険料率の算出式(割増引等の係数)と具体例 (5)責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項																																												
9. 販売方法	(1)販売態勢 (2)損害査定態勢 (3)販売予定時期																																												
10. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容。 (2)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (3)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨を記載する。 (4)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (5)概要書は、簡易な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。 (6)保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。 (7)その他特記すべき事項があれば記載する。																																												
記載事項	記載内容等																																												
1. 名称	申請(届出)における名称																																												
2. 趣旨	当該商品を開発する必要性(販売動向の現状・現状分析など)及びその必要性を客観的に示す資料を添付する。																																												
3. 商品内容・特徴	(1)特徴 商品の内容・特徴の概要を箇条書き・図表で記載 既存類似商品があればその名称と会社名 (2)引受対象と引受条件 (3)約款構成 約款(特約)の条番号と条見出しの一覧																																												
4. 補償内容	(1)保険金等の種類 (2)保険の対象の範囲 (3)支払事由 (4)支払保険金の計算方法 (5)免責事由																																												
5. 契約手続等	(1)告知事項・通知事項の内容 (2)保険契約の無効、失効、取消し、解除の事由 (3)保険料の払込方法、回数																																												
6. 保険金の支払	(1)保険金の請求に必要な手続 (2)保険金の支払時期																																												
7. 保険期間等	(1)保険期間に関する事項 (2)保険金額の設定、制限、変更に関する事項 (3)被保険者、保険契約者、保険金受取人に関する事項																																												
8. 保険料率	(1)危険選択標識(料率区分) (2)使用した基礎データの内容と出典 (3)補償事項ごとの純保険料率とその作成方法 (4)商品の純保険料率の算出式(割増引等の係数)と具体例 (5)責任準備金、予定利率、契約者配当などその他の事項																																												
9. その他	(1)当該商品の申請に併せて、従来の約款規定、事業方法書上の基準等を変更している場合はその内容、理由及び保険業法上の審査基準等に照らし検討した内容を記載する。 (2)保険法第36条の片面的強行規定の適用除外とした内容とその理由を記載する。 (3)その他特記すべき事項があれば記載する。 (4)販売予定時期																																												
10. 記載上の留意点	(1)新旧対比表(特に約款)の旧の部分については、当該会社の新旧にこだわらず、他社例等参考となるものを記載する。 (2)定型化された簡易なものあるいは他社の既存の保険商品と実質的に同等の内容を有するものと判断される場合は、その旨を記載する。 (3)他社の既存の保険商品と比較して、既存商品には無い補償内容や保全手続き等を有する場合、当該事項を明確に記載する。 (4)概要書は、簡易な文で記載し、図表を用いるなど、簡潔明瞭なものとする。 (5)概要書表紙には、申請内容の一覧並びに約款・事業方法書、算出方法書の各担当者名及び連絡先を明記する。																																												

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行	改正後																				
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(IV-6-4 別紙 1)</p> <p>○顧客保護関連情報(生命保険会社用)・・A4版横書にて作成のうえ提出</p> <table border="1" data-bbox="1209 207 2083 1524"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 207 1467 247">記載事項</th> <th data-bbox="1467 207 2083 247">記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 247 1467 287">1. 名称</td> <td data-bbox="1467 247 2083 287">申請(届出)における名称</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 287 1467 359">2. 販売チャネル</td> <td data-bbox="1467 287 2083 359">販売を予定する販売チャネル(複数の場合、主力となるチャネルに○印を付すこと)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 359 1467 614">3. 販売対象等</td> <td data-bbox="1467 359 2083 614"> 商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売対象のうち想定する主な顧客層(その根拠となるニーズ、分析結果等も記載) (2)契約者及び被保険者について、年齢以外のその他の条件で制限する場合は、その範囲と理由。制限を設けない場合は、「一般」と記載 (3)当面の販売計画における①契約年齢範囲、②保険期間、③保険金額制限(同一被保険者限度)について、その範囲と理由を記載。 なお、認可申請上の範囲と同じ場合は、「認可申請と同様」と記載 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 614 1467 829">4. 販売時の留意点等</td> <td data-bbox="1467 614 2083 829"> 商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売時に顧客に訴求するポイント (2)契約時や保険金請求時において保険契約者等が特に注意を要する事項等 例えば、外貨建て商品における為替リスクや MVA に関する事項、解約返戻金を削減する商品における削減割合・期間など、商品特性に照らして保険契約者等が注意すべき事項を具体的に記載 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 829 1467 901">5. 契約の維持を推奨する期間等</td> <td data-bbox="1467 829 2083 901">商品の本来の目的・主な特徴を踏まえて、契約者に保険契約の維持を推奨する期間及び維持すべき最低限の期間(その理由も記載)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 901 1467 965">6. 保険金等支払管理態勢</td> <td data-bbox="1467 901 2083 965">新たな給付事由の商品を創設した場合など、商品の性質・主な特徴を踏まえ、保険会社として留意すべき事項について記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 965 1467 1244">7. 特定の保険商品に付帯するサービス</td> <td data-bbox="1467 965 2083 1244"> (1)サービスの内容及び提供する期間 (2)サービスの提供元(自社、委託会社等) (3)サービスの提供に関する契約関係及び費用負担(自社、委託会社、顧客それぞれの内訳) (4)サービスの提供に対する苦情の申立先(ADR が設定されている場合はこれを含む) (5)必要に応じ、その他付随業務(保険業法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号)、他業の禁止(同法第 100 条)、特別利益の提供(同法第 300 条第 1 項第 5 号)との関係を整理する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1244 1467 1364">8. その他</td> <td data-bbox="1467 1244 2083 1364">保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号)がある場合、その項目を簡潔に記載する。(「7. 特定の保険商品に付帯するサービス」に記載したものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1209 1364 1467 1524">9. 記載上の留意点等</td> <td data-bbox="1467 1364 2083 1524"> (1)2. ～8. については、概要書作成時点に想定している内容を記載する。 (2)表紙には、各担当者名及び連絡先を明記する。 (3)必要に応じ、募集資料案やアフターフォロー等に関する資料の提出を求めることがある。 </td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称	申請(届出)における名称	2. 販売チャネル	販売を予定する販売チャネル(複数の場合、主力となるチャネルに○印を付すこと)	3. 販売対象等	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売対象のうち想定する主な顧客層(その根拠となるニーズ、分析結果等も記載) (2)契約者及び被保険者について、年齢以外のその他の条件で制限する場合は、その範囲と理由。制限を設けない場合は、「一般」と記載 (3)当面の販売計画における①契約年齢範囲、②保険期間、③保険金額制限(同一被保険者限度)について、その範囲と理由を記載。 なお、認可申請上の範囲と同じ場合は、「認可申請と同様」と記載	4. 販売時の留意点等	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売時に顧客に訴求するポイント (2)契約時や保険金請求時において保険契約者等が特に注意を要する事項等 例えば、外貨建て商品における為替リスクや MVA に関する事項、解約返戻金を削減する商品における削減割合・期間など、商品特性に照らして保険契約者等が注意すべき事項を具体的に記載	5. 契約の維持を推奨する期間等	商品の本来の目的・主な特徴を踏まえて、契約者に保険契約の維持を推奨する期間及び維持すべき最低限の期間(その理由も記載)	6. 保険金等支払管理態勢	新たな給付事由の商品を創設した場合など、商品の性質・主な特徴を踏まえ、保険会社として留意すべき事項について記載	7. 特定の保険商品に付帯するサービス	(1)サービスの内容及び提供する期間 (2)サービスの提供元(自社、委託会社等) (3)サービスの提供に関する契約関係及び費用負担(自社、委託会社、顧客それぞれの内訳) (4)サービスの提供に対する苦情の申立先(ADR が設定されている場合はこれを含む) (5)必要に応じ、その他付随業務(保険業法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号)、他業の禁止(同法第 100 条)、特別利益の提供(同法第 300 条第 1 項第 5 号)との関係を整理する。	8. その他	保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号)がある場合、その項目を簡潔に記載する。(「7. 特定の保険商品に付帯するサービス」に記載したものを除く)	9. 記載上の留意点等	(1)2. ～8. については、概要書作成時点に想定している内容を記載する。 (2)表紙には、各担当者名及び連絡先を明記する。 (3)必要に応じ、募集資料案やアフターフォロー等に関する資料の提出を求めることがある。
	記載事項	記載内容等																			
	1. 名称	申請(届出)における名称																			
	2. 販売チャネル	販売を予定する販売チャネル(複数の場合、主力となるチャネルに○印を付すこと)																			
	3. 販売対象等	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売対象のうち想定する主な顧客層(その根拠となるニーズ、分析結果等も記載) (2)契約者及び被保険者について、年齢以外のその他の条件で制限する場合は、その範囲と理由。制限を設けない場合は、「一般」と記載 (3)当面の販売計画における①契約年齢範囲、②保険期間、③保険金額制限(同一被保険者限度)について、その範囲と理由を記載。 なお、認可申請上の範囲と同じ場合は、「認可申請と同様」と記載																			
	4. 販売時の留意点等	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売時に顧客に訴求するポイント (2)契約時や保険金請求時において保険契約者等が特に注意を要する事項等 例えば、外貨建て商品における為替リスクや MVA に関する事項、解約返戻金を削減する商品における削減割合・期間など、商品特性に照らして保険契約者等が注意すべき事項を具体的に記載																			
	5. 契約の維持を推奨する期間等	商品の本来の目的・主な特徴を踏まえて、契約者に保険契約の維持を推奨する期間及び維持すべき最低限の期間(その理由も記載)																			
	6. 保険金等支払管理態勢	新たな給付事由の商品を創設した場合など、商品の性質・主な特徴を踏まえ、保険会社として留意すべき事項について記載																			
	7. 特定の保険商品に付帯するサービス	(1)サービスの内容及び提供する期間 (2)サービスの提供元(自社、委託会社等) (3)サービスの提供に関する契約関係及び費用負担(自社、委託会社、顧客それぞれの内訳) (4)サービスの提供に対する苦情の申立先(ADR が設定されている場合はこれを含む) (5)必要に応じ、その他付随業務(保険業法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号)、他業の禁止(同法第 100 条)、特別利益の提供(同法第 300 条第 1 項第 5 号)との関係を整理する。																			
	8. その他	保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号)がある場合、その項目を簡潔に記載する。(「7. 特定の保険商品に付帯するサービス」に記載したものを除く)																			
9. 記載上の留意点等	(1)2. ～8. については、概要書作成時点に想定している内容を記載する。 (2)表紙には、各担当者名及び連絡先を明記する。 (3)必要に応じ、募集資料案やアフターフォロー等に関する資料の提出を求めることがある。																				

保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編(新旧対照表)

現行	改正後																		
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: right;">(IV-6-4 別紙 2)</p> <p>○顧客保護関連情報(損害保険会社用)・・ A4版横書にて作成のうえ提出</p> <table border="1" data-bbox="1209 220 2085 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="1211 221 1462 260">記載事項</th> <th data-bbox="1462 221 2083 260">記載内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1211 260 1462 298">1. 名称</td> <td data-bbox="1462 260 2083 298">申請(届出)における名称</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 298 1462 368">2. 販売チャネル</td> <td data-bbox="1462 298 2083 368">販売を予定する販売チャネル(複数の場合、主力となるチャネルに○印を付すこと)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 368 1462 531">3. 販売対象</td> <td data-bbox="1462 368 2083 531">商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売対象のうち想定する顧客層(その根拠となるニーズ、分析結果等も記載) (2)契約者及び被保険者について、一定の条件で制限する場合は、その範囲と理由</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 531 1462 665">4. 販売時の留意点等</td> <td data-bbox="1462 531 2083 665">商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売時に顧客に訴求するポイント (2)契約時や保険金請求時において保険契約者等が特に注意を要する事項等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 665 1462 794">5. 保険金等支払管理態勢</td> <td data-bbox="1462 665 2083 794">(1)新たな支払事由を創設した場合など、商品の性質・主な特徴を踏まえて、保険金等支払管理態勢として留意すべき事項について記載 (2)新たな損害査定スキームを構築する場合には、その内容を具体的に記載</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 794 1462 1074">6. 特定の保険商品に付帯するサービス</td> <td data-bbox="1462 794 2083 1074">(1)サービスの内容及び提供する期間 (2)サービスの提供元(自社、委託会社等) (3)サービスの提供に関する契約関係及び費用負担(自社、委託会社、顧客それぞれの内訳) (4)サービスの提供に対する苦情の申立先(ADR が設定されている場合はこれを含む) (5)必要に応じ、その他付随業務(保険業法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号)、他業の禁止(同法第 100 条)、特別利益の提供(同法第 300 条第 1 項第 5 号)との関係を整理する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 1074 1462 1197">7. その他</td> <td data-bbox="1462 1074 2083 1197">保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(保険業法施行規則第 227 条の2第 3 項第 2 号)がある場合、その項目を簡潔に記載(「6. 特定の保険商品に付帯するサービス」に記載したものを除く)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1211 1197 1462 1356">8. 記載上の留意点等</td> <td data-bbox="1462 1197 2083 1356">(1)2. ～7. については、概要書作成時点で想定している内容を記載する。 (2)表紙には、各担当者名及び連絡先を明記する。 (3)必要に応じ、募集資料案に関する資料等の提出を求めることがある。</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	記載内容等	1. 名称	申請(届出)における名称	2. 販売チャネル	販売を予定する販売チャネル(複数の場合、主力となるチャネルに○印を付すこと)	3. 販売対象	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売対象のうち想定する顧客層(その根拠となるニーズ、分析結果等も記載) (2)契約者及び被保険者について、一定の条件で制限する場合は、その範囲と理由	4. 販売時の留意点等	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売時に顧客に訴求するポイント (2)契約時や保険金請求時において保険契約者等が特に注意を要する事項等	5. 保険金等支払管理態勢	(1)新たな支払事由を創設した場合など、商品の性質・主な特徴を踏まえて、保険金等支払管理態勢として留意すべき事項について記載 (2)新たな損害査定スキームを構築する場合には、その内容を具体的に記載	6. 特定の保険商品に付帯するサービス	(1)サービスの内容及び提供する期間 (2)サービスの提供元(自社、委託会社等) (3)サービスの提供に関する契約関係及び費用負担(自社、委託会社、顧客それぞれの内訳) (4)サービスの提供に対する苦情の申立先(ADR が設定されている場合はこれを含む) (5)必要に応じ、その他付随業務(保険業法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号)、他業の禁止(同法第 100 条)、特別利益の提供(同法第 300 条第 1 項第 5 号)との関係を整理する。	7. その他	保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(保険業法施行規則第 227 条の2第 3 項第 2 号)がある場合、その項目を簡潔に記載(「6. 特定の保険商品に付帯するサービス」に記載したものを除く)	8. 記載上の留意点等	(1)2. ～7. については、概要書作成時点で想定している内容を記載する。 (2)表紙には、各担当者名及び連絡先を明記する。 (3)必要に応じ、募集資料案に関する資料等の提出を求めることがある。
	記載事項	記載内容等																	
1. 名称	申請(届出)における名称																		
2. 販売チャネル	販売を予定する販売チャネル(複数の場合、主力となるチャネルに○印を付すこと)																		
3. 販売対象	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売対象のうち想定する顧客層(その根拠となるニーズ、分析結果等も記載) (2)契約者及び被保険者について、一定の条件で制限する場合は、その範囲と理由																		
4. 販売時の留意点等	商品の性質・主な特徴を踏まえて、以下の項目を記載 (1)販売時に顧客に訴求するポイント (2)契約時や保険金請求時において保険契約者等が特に注意を要する事項等																		
5. 保険金等支払管理態勢	(1)新たな支払事由を創設した場合など、商品の性質・主な特徴を踏まえて、保険金等支払管理態勢として留意すべき事項について記載 (2)新たな損害査定スキームを構築する場合には、その内容を具体的に記載																		
6. 特定の保険商品に付帯するサービス	(1)サービスの内容及び提供する期間 (2)サービスの提供元(自社、委託会社等) (3)サービスの提供に関する契約関係及び費用負担(自社、委託会社、顧客それぞれの内訳) (4)サービスの提供に対する苦情の申立先(ADR が設定されている場合はこれを含む) (5)必要に応じ、その他付随業務(保険業法第 97 条及び第 98 条第 1 項各号)、他業の禁止(同法第 100 条)、特別利益の提供(同法第 300 条第 1 項第 5 号)との関係を整理する。																		
7. その他	保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項(保険業法施行規則第 227 条の2第 3 項第 2 号)がある場合、その項目を簡潔に記載(「6. 特定の保険商品に付帯するサービス」に記載したものを除く)																		
8. 記載上の留意点等	(1)2. ～7. については、概要書作成時点で想定している内容を記載する。 (2)表紙には、各担当者名及び連絡先を明記する。 (3)必要に応じ、募集資料案に関する資料等の提出を求めることがある。																		